

2025年10月

お客様 各位

津山信用金庫

当座勘定規定(一般用)の改定について

平素は、津山信用金庫に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では、当座預金の払戻請求書によるお引き出しの取り扱い開始に伴い、当座勘定規定(一般用)を改定いたします。なお、改定日以前よりご契約いただいているお客様にも改定後の規定が適用されますのでご了承願います。

今後とも、より一層商品・サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 改定する規定

当座勘定規定(一般用)

2. 改定日

2025年10月1日(水)

3. 改定内容

払戻請求書によるお引き出しについて追記しています。

以上

「当座勘定規定（一般用）」改定新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第6条 (省略)</p>	<p>第1条～第6条 (省略)</p>
<p>第7条 (<u>手形、小切手等</u>の支払)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手<u>または当金庫所定の払戻請求書を使用してください。</u></p> <p><u>(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章および署名鑑により署名押印してください。なお、払戻しを受けることについて、不正な払戻しなどからお客様の預金を守るため、また、マネー・ロンダリング対策等の観点から正当な権限を有することを確認するため本人確認書類等の提示を求めることがあります。本人確認書類等を提示いただけない場合、原則、払戻しをお断りします。</u></p>	<p>第7条 (<u>手形、小切手</u>の支払)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、<u>小切手を使用してください。</u></p> <p>(新設)</p>
<p>第8条～第16条 (省略)</p>	<p>第8条～第16条 (省略)</p>
<p>第17条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) <u>手形、小切手、払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その<u>手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類</u>につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>第17条 (印鑑照合等)</p> <p>(1) <u>手形、小切手</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その<u>手形、小切手、諸届け書類</u>につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>

新		旧	
(2)	(省略)	(2)	(省略)
(3)	(省略)	(3)	(省略)
第 18 条～第 30 条	(省略)	第 18 条～第 30 条	(省略)
		以 上	以 上
約束手形用法	(省略)	約束手形用法	(省略)
為替手形用法	(省略)	為替手形用法	(省略)
小切手用法	(省略)	小切手用法	(省略)
<u>2025 年 10 月 1 日 現在</u>		<u>2024 年 2 月 21 日 現在</u>	